

令和 2 年 6 月 2 日  
東京税関総務部会計課

民間競争入札実施事業  
「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

実施要項における競争性改善上のチェックポイントのうち、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）から指摘のあった項目については、全て取り組んでいる。また、契約の性質上明らかに馴染まないものを除き、指摘項目以外についても同様に改善に取り組んでいる。

競争性改善のため、特に重点的に取り組んだ項目は以下のとおり。

- (1) 意見招請・パブリックコメントの募集を入札公告の約 3 カ月前に実施し、実施要項・仕様書等についてもホームページへ公開するなど広く意見を求めた。
- (2) 入札公告期間及び証明書の提出期限として 50 日以上の期間を確保し、また、入札書の提出期限として更に 22 営業日を確保した。
- (3) 受注者が行う業務について、仕様書等に明確に記載し、発注者と受注者の責務の区分を明確化した。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

本件については、1 期目（H23）については 2 者の応札者があったものの、2 期目（H28）については 1 者応札となった。2 期目については、上記（1）のとおり仕様書等について事前に公表し広く意見を求めた。また、ホームページ等で確認できるため、本件に係る業務内容及び規模を把握する期間について十分に確保できたものと思料する。なお、意見招請では業務内容で定める一部業務の必要資格について意見書が提出されたものの、その他仕様書の内容や施設規模等に関する意見書は提出されていない。分析結果については以下の通りである。

(1) 入札参加の状況について

意見招請・パブリックコメントの募集を入札公告の 3 カ月前に実施しており、意見招請に参加した者は 4 者であったが、その後の入札説明を受けた者は現契約業者含め 10 者と大幅に増加している。結果的には 1 者応札となっているが各社の辞退理由については、以下の通りである。

- ① 企画書を提出したが書類不備等により辞退した者 2 者
- ② 市場化テストの実績が無いため辞退した者 1 者

- ③ 関東圏での業務実績が無いため辞退した者 1者
- ④ 現契約業者を上回る提案が困難との理由で辞退した者 1者
- ⑤ その他施設規模等により辞退した者 1者
- ⑥ その他聴取できなかったため不明の者 3者

企画書を提出したが書類不備等により辞退した者がいるが、公告から書類提出までの期間については50日以上あり、提出期間は十分に確保している。仮にこれ以上の提出期間を確保するとした場合、各官庁等との調整期間や業者交代に伴う業務の引継ぎ期間等の確保が出来ない状況となることが考えられる。

#### (2) 仕様書に定める要件等について

警備業務に係る従事者の要件について、1期目は警備員の資格として「55歳未満の者」としていたところ、2期目については「60歳未満の者(60歳以上の場合でも当関の了承を得れば可)」と資格要件を緩和しており、少子高齢化に伴う就労人口の減少についても対応してきたところである。

#### (3) 対象施設の分割について

本件については、東京都江東区に所在する東京港湾合同庁舎を中心として、大田区・中央区等所在の合計6施設を対象としている。各施設間の所要時間は一番遠い庁舎であっても車で30分程度であり、地理的な制約は発生していない。また、各施設の面積については、東京港湾合同庁舎の約50,000㎡の大規模施設を除き、約1,000㎡から4,000㎡ほどの小規模な施設であることから、東京港湾合同庁舎に係る経費が契約の大部分(約90%)を占めている。

東京港湾合同庁舎については、税関業務等において24時間窓口を開庁している施設であるため、設備保守員、警備職員が常駐し業務を行っている。東京港湾合同庁舎以外の施設については、常駐しての業務を実施していないが、設備等に異常が起きた場合には、施設管理者より設備保守員に状況を報告することで、東京港湾合同庁舎に常駐する保守員等による一時対応が即時実施されている。早期対応が行われることで、設備の早期復旧に寄与され税関業務の継続が可能となる体制が実現出来ている。

#### (4) 業務(点検保守・清掃・警備)の分割について

前述のとおり本件については東京港湾合同庁舎を中心とした契約であるが、各施設は輸出入貨物等に係る各種申請・検査等で一般来庁者が多く訪れる施設である。また、犯則調査等に係る要機密情報の取扱いや全国税関のセンター機構としての役割を担う施設など、何らかの要因によるシステムダウン等が発生した場合には、輸出入貨物の通関等の物流に与える影響は計り知れないものとなる。

東京港湾合同庁舎は当関の本局の庁舎であり、各種申請等で多くの一般来庁者が訪れる施設である。また、大規模災害時には帰宅困難者の一時受け入れ等を実施することとしており、設備保守員による設備機器の被害状況把握、警備員による来庁者・職員等の負傷者の把握及び誘導、清掃員による給排水等（トイレ・給湯室等）の被害状況の把握を実施し、統括管理責任者による一括した情報の把握・管理により、各業務員が連携した適切な対応を取ることができ、庁舎及び来庁者等への緊急対応が不可欠である。また、このような緊急事態に備え年2回「緊急参集訓練」を実施し、様々な状況に応じた実技訓練も合わせて行うことで、各業務間での連携した体制が取られている。

庁舎内で発生した様々な異常やクレーム等に対しては、統括管理者が集約し対策等については毎月行われるグループ運営会議の場において各業務員へ共有が図られ、サービスの向上に努めている。また、清掃員等が漏水等の不具合を発見した際には統括管理者を通じて設備保守員による対応が実施され、修理後に再度清掃等を行う等連携した対応が取れている。

将来的に業務単位ごとに分割し、発注を行うこととした場合には、管理体制が細分化されることで各事業者への要請・依頼も各業務単位に行く必要性が生じ、迅速な対応を行うことは難しいと考える。各業務間での横の繋がりはあるものの、指示ではなく要請となるため、緊急時における情報の共有が難しく適切かつ迅速な初動対応が取れないこととなる。

以上のことから業務を分割することは、現契約において構築されている連携した業務処理体制が維持できず、全体的な質・サービスの低下を招く危険性が高い。法の趣旨である民間事業者の創意工夫を活用し、より良質かつ低廉な公共サービスの実現が出来なくなる可能性があるため、業務の分割は庁舎維持管理を行う上で好ましくないと考える。

#### (5) 社会的状況

設備維持管理業者等の複数の事業者への聞き取りを行ったところ、業界全体として成り手が少なく人材不足が慢性化しており、各種資格を持った現行の業務員も高齢化が進んでおり先細りの状況であるため、特に人材の確保が困難な状況であるとのこと。入札への参加への障壁は、対象施設数や業務範囲（内容）では無い旨回答を得ている。人件費が高騰している関係からも人材確保が難しい状況化であり、新規参入にあたり入札参加に一定の人材が確保できている状況で参加を検討しなければならず、落札できなかつた際の損失を考慮し消極的な事業者が多いと考えられることから、これ以上の参入拡大のための対応は困難であると考えられる。